

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鈴鹿市	井田川地区	2021年1月12日	2021年1月12日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	153ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	80ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	41ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	29ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	40ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>現在は中心経営体が各集落に存在するが、将来的に後継者がいなくなるため、早急の対策が必要である。 離農する農家が今後多くなると予測される中、特に民家周辺の圃場整備対象外の農地や、入作農家(特に植木)が耕作していた畑地等の遊休地化や荒廃化が懸念される。 地区内に認定農業者が少ない。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>井田川地区の農地利用は中心経営体が担うほか入作を希望する認定農業者の確保及び認定新規就農者の育成受入れを促進することにより対応していく。 水田は概ねゾーニング出来ているが、今後も集約化を進めることで、農作業の効率化を図り、中心経営体の経営規模拡大を目指す。 畑地においては、既存の中心経営体への集約化を図り(西富田・中富田)効率的な農業経営を目指す。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、270筆、358,081㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 井田川地区を重点実施地区とし、将来の経営農地を集約化し、畦畔の撤去等にて、中心経営体の農作業の効率化を図り、負担を軽減していく。 農地を農地中間管理機構に貸し付けていくことを推進していくため、貸借期間が満了した相対の利用権から、順次、農地中間管理機構を通じた貸借に付け替えを行う。 そのほか、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手へ円滑な経営継承が行えるよう、機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>担い手の確保 集落ごとの話し合いを通じて、新規就農者の地元での育生に取り組む。また、現在中心となっている認定農業者を法人化し、法人組織としての営農活動の存続を地域全体で支えていく。</p>
<p>集落別(4集落)の徹底した話し合いにより、地域ぐるみでの農地の保全管理、耕作条件、水管理の改善に努める。</p>